

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

 吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 38

納税猶予と担保提供の方法①

先週末は、北見信用金庫さんと中小機構共催の「事業承継施策説明会」に講師の一人として行ってきました。どこの地域の開催よりも参加者が多く、主催者である北見信用金庫さんの地域中小企業に対する支援の熱心さには感服しました。困っている社長は沢山いらっしゃいます。

今回は、この相続税・贈与税の納税猶予制度を適用する場合の担保提供（質権の設定）のことについてお話しします。

質権の設定（質権者：国税局/設定者：納税者）には、「略式質」と「登録質」があります。

「略式質」は、株券の交付により質権設定の効力が生じ、株券の継続占有が会社その他の第三者に対する対抗要件です。略式質の場合は、会社は設定者を株主として取り扱うこととなります。

「登録質」は、略式質の要件に加えて、さらに質権者の氏名（名称）及び住所を株主名簿に記載します。この質権者は会社から直接通知等を受け、また利益配当その他の給付を受けることができます。ですから、経営に影響が無い状態で担保を提供するには「略式質」ということになり、あなたの会社が株券不発行会社であれば定款を変更して、株券発行会社にもかかわらず株券を発行していなければ定款に従って株券を発行しなければなりません。

また、納税猶予の対象となった株式の全部を担保提供する場合に限り、担保力の適否を考える必要が無く、しかも、非上場株式に譲渡制限が付されているものであっても、担保として提供できる財産として取り扱われます。譲渡制限を外すということは大変に影響の大きなことですから大切なポイントです。

担保として供託する場合の手続の流れの概要は以下の通りです。

- 法務局（供託所）に備え付けの担保のための供託書（正本・副本）を作成し提出。
- 法務局（供託所）において内容の審査を行った後、供託書（正本）（「受理した旨」が記載されたもの）及び供託有価証券寄託書を受理。
- 法務局（供託所）から指定された日本銀行支店又は代理店へ、供託書（正本）、供託有価証券寄託書に株券を添えて提出。
- 法務局（供託所）から供託書（正本）（「納入された旨」が記載されたもの）を受理。
- 税務署に供託書（正本）を提出。
- 税務署から交付される担保関係書類の預り証を受理。

貴社は定款の定めと登記上、株券発行会社ですか？ 不発行会社ですか？ 株式の譲渡制限規定はありますか？ 貴社の定款を確認してみてもいいでしょうか。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北 2 条西 26 丁目 2 番 18 号 26 ウェストビル 2 階

TEL:011-622-0311

E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com